

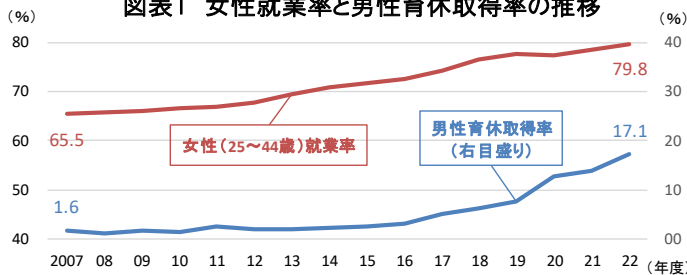
求められる仕事と子育ての両立支援

育児休業取得率の公表対象が拡大

近年、女性の就業率が上昇する中で、仕事と育児の両立のための環境整備が進んでいます。しかし、男性の育児休業取得率は直近で17.1%と低く、未だ女性が育児の中心を担っています(図表1)。

こうした中で、政府は今年3月、「育児・介護休業法」の改正案を閣議決定しました。これは男性の育児休業取得率の目標値の設定・開示を常時雇用労働者数100人超の企業に義務付けるとともに、実績値の開示対象をこれまでの1,000人超から300人超の企業に広げるもので、2025年度より施行される予定です(図表2)。

図表1 女性就業率と男性育休取得率の推移



図表2 「育児・介護休業法」の主な改正

内容		改正前	改正後
男性の育児休業取得率	目標値の設定・開示	任意	100人超義務 100人以下努力義務
	実績値の開示	1,000人超義務	300人超義務

(注)開示の基準となる人数は常時雇用労働者数
(資料)厚生労働省資料より当部作成

子育てサポート企業 ~くるみん認定~

仕事と育児を両立できる企業を増やすことを目的に厚生労働大臣が認定する制度として「くるみん認定」があります。認定を受ければ、助成金の受給や政府公共調達時の評価の加点などの優遇のほか、「くるみんマーク」を商品や広告に使用することができ、子育てサポート企業であることをPRすることができます。(図表3)。

実際、「くるみん認定」企業に対するアンケートでは、過半数の企業が「学生に対するイメージアップ」になったと答え、4分の1強の企業が「優秀な女性従業員の採用」ができるようになったと回答しています(図表4)。

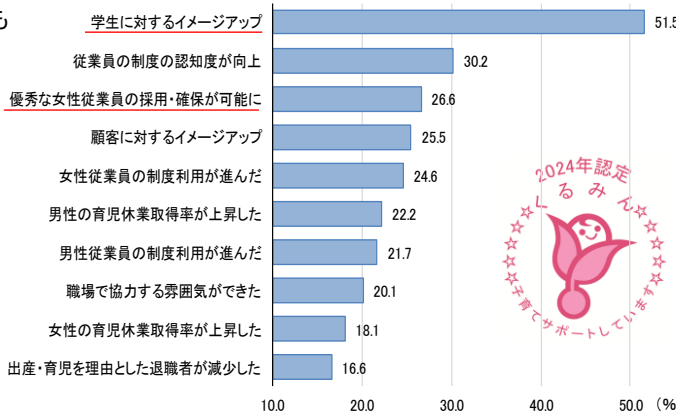
2024年2月現在、広島県内の認定企業数は77社にとどまっていますが、こうした仕事と子育ての両立支援への取り組みは就職希望者の応募動機の一つであるとも言われており、社会的要請はさらに高まるとみられます。

図表3 くるみん認定の基準等と優遇措置

くるみん認定の主な基準	
■仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し実施	
■男性労働者の育児休業取得率10%以上	
■女性労働者の育児休業取得率75%以上 など	
くるみん認定の優遇等	
■くるみん助成金の支給(上限50万円)	
■両立支援等助成金の一部において支給対象が拡大	
■政府の公共調達時の評価に加点	

(資料)厚生労働省資料より当部作成

図表4 くるみん認定の効果



- ◆ 本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。
- ◆ 本資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容等は作成時点のものであり、今後予告なく修正、変更されることがあります。資料のご利用に関しては、お客さまご自身の責任において判断なされますよう、お願い申し上げます。
- ◆ 本資料に関連して生じた一切の損害については、責任を負いません。その他、専門的知識に係る問題については、必ず弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談のうえ、ご確認ください。
- ◆ 本資料の一部または全部を、当社の事前の了承なく複製または転送等を行うことを禁じます。
- ◆ 本件に関するご照会は、ひろぎんHD経済産業調査部 担当：助永 (TEL082-247-4958) までお願いします。